

お客さま各位

甲府信用金庫

他行庫・コンビニ ATM 支払限度額の設定開始について

日頃から当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

キャッシュカードをだまし取り、不正に ATM から現金を引出す特殊詐欺の未然防止策として、当金庫は、県内金融機関として初めてのサービスとなる「**他行庫・コンビニ ATM 支払限度額**」設定の取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

なお、キャッシュカードをご利用されない場合は、キャッシュカードの解約手続きをお勧めいたします。

記

1. 概要

キャッシュカードによる 1 日あたりの支払限度額について、当金庫以外の ATM での支払限度額（支払・振込・デビット取引）を口座ごとに設定できます。

2. 取り扱い開始日

令和 5 年 10 月 2 日

3. お手続き方法

当金庫窓口でお手続きください（ATM での限度額設定はできません）。

【注】山梨信用金庫 ATM、山梨信用金庫管理の共同設置 ATM（イオンモール、フォレストモール、イトーヨーカドー）は他行庫扱いとなります。

70 歳以上のお客さまへのお知らせです

お客さまの大切な財産をお守りするため、山梨県警察本部および県内金融機関と連携し、キャッシュカードによる ATM でのお取引の限度額を下記とさせていただきます。

対象となるお取引	お支払い	お振込み
対象となる口座	70 歳以上のお客さまの口座で、キャッシュカードによるお支払いを 3 年以上ご利用されていない口座	70 歳以上のお客さまの口座で、キャッシュカードによるお振込みを 1 年以上ご利用されていない口座
1 日のお取引限度額	30 万円	0 円
対象開始時期	70 歳になられた翌月から	

※ 上記を超える限度額をご希望のお客さまは、キャッシュカード、お届け印をご持参のうえ、当金庫窓口へお申し出ください。

【お問い合わせ先】 お客さま相談窓口
甲府信用金庫営業統括部
フリーダイヤル 0120-512-038